【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 福岡財務支局長

 【提出日】
 平成26年2月12日

【四半期会計期間】 第51期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

【会社名】株式会社マルタイ【英訳名】MARUTAI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 原田 浩 【本店の所在の場所】 福岡市西区今宿青木1042番地 1

【電話番号】 092-807-0711

【事務連絡者氏名】経理部長松岡 悦雄【最寄りの連絡場所】福岡市西区今宿青木1042番地 1

【電話番号】 092-807-0711

 【事務連絡者氏名】
 経理部長
 松岡 悦雄

 【縦覧に供する場所】
 証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第 3 四半期累計期間	第51期 第 3 四半期累計期間	第50期
会計期間	自平成24年 4 月 1 日 至平成24年12月31日	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成24年 4 月 1 日 至平成25年 3 月31日
売上高(千円)	5,538,195	5,701,968	7,400,795
経常利益又は経常損失() (千円)	157,829	396,941	44,017
四半期(当期)純利益又は四半期純 損失()(千円)	118,624	383,751	54,976
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金(千円)	1,989,630	1,989,630	1,989,630
発行済株式総数(千株)	9,610	9,610	9,610
純資産額(千円)	7,559,081	7,069,928	7,537,252
総資産額(千円)	10,147,158	9,203,142	9,744,166
1株当たり四半期(当期)純利益又 は四半期純損失()(円)	12.41	40.16	5.75
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)			
1株当たり配当額(円)			10.00
自己資本比率(%)	74.5	76.8	77.4

回次	第50期 第 3 四半期会計期間	第51期 第 3 四半期会計期間
会計期間	自平成24年10月 1 日 至平成24年12月31日	自平成25年10月 1 日 至平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益又は四半期 純損失()(円)	5.27	5.52

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移につ いては記載しておりません。
 - 2. 売上高に消費税等は含まれておりません。
 - 3.持分法を適用した場合の投資利益は、持分法適用会社がないため記載しておりません。
 - 4.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。 また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績の分析

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融政策への期待感から円安や 株高が進展した結果、景気は緩やかな回復が見られましたが、一方では海外経済への不安や資源価格上昇などの不 安定要素に加え、平成26年4月の消費税増税への懸念など、先行き不透明な状況の中で推移いたしました。

食品業界におきましては、消費者の低価格志向が続く市場環境の中で、原材料高や同業他社との競合激化など、 依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社は主力製品である棒ラーメンや皿うどんの販売強化、新製品の市場投入等による新規需要の開拓等に努め、棒ラーメンは売上を伸ばすことができましたが、その他の製品は横這いの状況となっております。

一方、平成25年1月に竣工した福岡工場及び本社社屋の減価償却費増大の影響を受け、厳しい収支が見込まれており、製造原価の見直しや業務効率化によるコスト削減にも鋭意努力してまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は、5,701百万円(前年同四半期比3.0%増)となりました。

また、利益面につきましては、減価償却費が増加したこと等により営業損失は400百万円(前年同四半期は営業利益140百万円)、経常損失は396百万円(前年同四半期は経常利益157百万円)、四半期純損失は383百万円(前年同四半期は四半期純利益118百万円)となりました。

(2)財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ、541百万円減少しました。これは主に受取手形及び売掛金が327百万円増加したものの、機械及び装置が219百万円、1年内償還予定の関係会社社債が199百万円、未収消費税等が185百万円及び未収還付法人税等が132百万円減少したこと等によるものであります。

また、負債は、前事業年度末に比べ、73百万円減少しました。これは主に支払手形及び買掛金が218百万円増加 したものの、短期借入金が300百万円減少したこと等によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。 なお、研究開発費として特に計上すべき金額はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類 発行可能株式総数(株)	
普通株式	13,750,000
計	13,750,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月12日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	9,610,000	9,610,000	福岡証券取引所	単元株式数 1,000株
計	9,610,000	9,610,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

- (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4)【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数	発行済株式総 数残高	資本金増減額	資本金残高	資本準備金増 減額	資本準備金残 高
	(株)	(株)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
平成25年10月1日~ 平成25年12月31日	-	9,610,000	-	1,989,630	-	1,989,711

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。 【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)		株式数(株) 議決権の数(個)		内容
無議決権株式		-			-
議決権制限株式(自己株式等)	-		-		-
議決権制限株式(その他)	-		-		-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	53,000	-		-
完全議決権株式(その他)	普通株式	9,534,000		9,534	-
単元未満株式	普通株式	23,000	-		1 単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数		9,610,000	-		-
総株主の議決権		-		9,534	-

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社マルタイ	福岡市西区今宿青木 1042番地 1	53,000	-	53,000	0.55
計	-	53,000	-	53,000	0.55

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当第 3 四半期会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	313,275	378,226
受取手形及び売掛金	1,958,541	2,285,702
1 年内償還予定の関係会社社債	199,910	-
商品及び製品	119,902	158,415
仕掛品	40,137	39,579
原材料及び貯蔵品	69,000	81,872
その他	601,992	212,899
流動資産合計	3,302,760	3,156,694
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2,420,967	2,297,517
機械及び装置(純額)	1,721,993	1,502,467
土地	1,255,079	1,255,079
その他(純額)	337,735	294,816
有形固定資産合計	5,735,775	5,349,880
無形固定資産	105,335	88,683
投資その他の資産		
投資有価証券	526,461	536,068
その他	77,333	75,315
貸倒引当金	3,500	3,500
投資その他の資産合計	600,295	607,883
固定資産合計	6,441,405	6,046,448
資産合計	9,744,166	9,203,142

EDINET提出書類 株式会社 マルタイ(E00497)

四半期報告書

(単位:千円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当第 3 四半期会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	985,746	1,204,293
短期借入金	300,000	-
未払金	488,135	472,724
未払法人税等	4,265	7,988
賞与引当金	45,187	16,651
その他	41,591	84,561
流動負債合計	1,864,924	1,786,219
固定負債		
繰延税金負債	118,752	125,952
退職給付引当金	95,711	104,117
役員退職慰労引当金	44,219	39,864
その他	83,305	77,059
固定負債合計	341,988	346,993
負債合計	2,206,913	2,133,213
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,989,630	1,989,630
資本剰余金	1,989,711	1,989,711
利益剰余金	3,565,406	3,086,083
自己株式	30,991	31,417
株主資本合計	7,513,756	7,034,007
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23,496	35,920
評価・換算差額等合計	23,496	35,920
純資産合計	7,537,252	7,069,928
負債純資産合計	9,744,166	9,203,142

(2)【四半期損益計算書】 【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日)
売上高	5,538,195	5,701,968
売上原価 -	3,199,039	3,718,469
売上総利益	2,339,156	1,983,499
販売費及び一般管理費	2,198,896	2,383,743
営業利益又は営業損失()	140,259	400,243
三型工作		
受取利息	7,534	3,263
受取配当金	7,240	8,307
補助金収入	10,621	-
その他	13,950	16,326
営業外収益合計	39,347	27,897
営業外費用		
支払利息	366	308
たな卸資産廃棄損	17,891	21,694
その他	3,519	2,591
営業外費用合計 	21,777	24,594
経常利益又は経常損失()	157,829	396,941
特別利益		
投資有価証券売却益	10,370	5,553
交付金収入	-	16,742
特別利益合計	10,370	22,295
特別損失		
固定資産売却損	14	-
固定資産除却損	14	1,081
特別損失合計	28	1,081
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	168,171	375,727
法人税、住民税及び事業税	16,610	5,842
法人税等調整額	32,936	2,181
法人税等合計	49,546	8,024
四半期純利益又は四半期純損失()	118,624	383,751

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日) 当第3四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

減価償却費 92,874千円 456,328千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月21日 定時株主総会	普通株式	105,131	11	平成24年3月31日	平成24年 6 月22日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年 6 月21日 定時株主総会	普通株式	95,571	10	平成25年 3 月31日	平成25年 6 月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

当社は食品製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

The state of the s		
	前第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失()	12円41銭	40円16銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	118,624	383,751
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ()(千円)	118,624	383,751
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,557	9,556

⁽注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 2 月10日

株式会社 マルタイ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 東 能利生 印 業務執行社員 公認会計士 東 能利生 印

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 真紀 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルタイの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第51期事業年度の第3四半期会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルタイの平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。